

税制大綱が発表されました

平成27年12月29日

☆ 今年も一年間ありがとうございました。
12月29日(火)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(火)より営業いたしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

今月12月16日に平成28年度の税制改正大綱が発表されました。例年より大綱の発表が遅れたため、FAXニュースの発行も遅れてしまいました。大変申し訳ありません。

平成29年4月の消費税率引き上げ時に導入されることの決まった軽減税率については、店内で食べると10%、持ち帰ると8%といったいろいろな矛盾を含んだ状態となっており、まだまだ議論は続くようです。

全体的には法人減税による企業の競争力の向上、地方創生、子育て支援といった路線にはなっていますが、消費税の軽減税率の議論に終始し、そのあおりで内容が薄くなったという印象です。今回のFAXニュースでは、その中からなるべく多くの方に関係するものを中心にご紹介させていただきます。

1. 所得税関係

(1) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設

空き屋が発生するのには理由があります。住宅用家屋がなくなってしまうと土地の固定資産税が上がる。そして、売って現金化したいと思っても、その譲渡益に対して税金が発生しがちであること。それが手放す意欲を削いでいるのではないかと。今回の改正で売却益に対する特別控除が設けられました。ただし、この特別控除は相続物件に限られるものとなっています。

具体的には、亡くなられた方がお一人で住んでいた家屋が昭和56年5月31日以前に建築され

たもので、その土地家屋を相続した個人が平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に次の様な譲渡した場合には、譲渡所得から3,000万円を控除することができるという制度です。

- ① 家屋に必要な耐震改修を施して、その家屋又はその家屋とその敷地を譲渡した場合
 - ② 家屋を取り壊してその土地を譲渡した場合
- ただし、次の条件があります。

- ・譲渡対価の額が1億円以下であること
 - ・相続開始日から譲渡日までの間に事業または貸付で使用したことがないこと
 - ・その相続開始日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること
- 予想としては②の家屋を取り壊して売却するケースが多くなると思われます。

この制度は一定の都市部では利用が進むと思われるかもしれませんが、土地を売却しようと思っても売却できないような地方では、効果が薄いと思われます。また、相続物件に限定したことも、相続が発生するまで処分を保留することにもなりかねず、逆効果が心配な面もあります。

(2) 三世同居に対応したリフォームに係る税額控除制度の導入

出産・子育ての不安や負担を軽減することが重要な課題である点を踏まえて、子育て支援の観点から三世同居に対応した住宅リフォームについて一定の税額控除制度を導入することになりました。

方法としては大きく分けて2つありますが、どちらも平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に行い、居住の用に供したものが対象となります。

① 借入金による住宅リフォーム

通常の住宅ローン控除の中には購入した場合だけでなく、増改築等をした場合に適用がで

きるものがあります。後者の増改築等をした場合の住宅ローン控除と選択適用となるもので、控除割合は次の通りです。

- ・一定の三世同居改修工事に係る工事費用（250万円が限度）に相当する住宅借入金の年末残高の2%
- ・それ以外は1%

一定の三世同居改修工事に係る工事費用とは、調理室・浴室・便所・玄関のいずれかの増設工事で補助金の額を差し引いて50万円を超えるものをいいます。証明書の発行なども行われるようです。

② 自己資金によるリフォーム

個人が所有する居住用の家屋についての一定の三世同居改修工事に係る工事費用相当額（250万円が限度）の10%相当額を所得税額から控除できます。

なお、①との併用は不可となっています。

2. 法人税関係

（1）法人税率の引き下げ

昨年に引続き、段階的に引き下げるようになりました。平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、現在の23.9%から23.4%に下がります。平成30年4月1日以後に開始する事業年度については、23.2%まで下がります。これにより、法人税の実効税率は現在の32.11%から29.97%となり30%を切ることとなりました。

しかし、中小企業に対する特別税率である課税所得800万円まで15%という税率は変更ないため、多くの中小企業にとっては恩恵はあまりないと予想されます。

（2）減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物の減価償却方法は定率法が廃止され、定額法だけとなります。

建物の償却方法が定額法しか認められていないため、それに合わせたような形となりました。建物附属設備の中には、空調設備や照明器具なども含まれますので、決算対策などでこれらの資産を買い替える場合もあり、少なからず影響

があると思われます。

（3）租税特別措置法の見直し

中小企業でも多くの方に利用されてきた以下の税制上の優遇措置に見直しが入りました。

- ・生産性向上設備投資促進税の縮減・廃止
- ・環境関連投資促進税制の見直し（売電用の太陽光発電設備の除外など）
- ・雇用促進税制の見直し（対象地域・対象雇用の限定）

3. 消費税関係

（1）軽減税率制度の導入

平成29年4月1日から導入することとなりました。消費税率が10%へ引上げられることを考慮して、増税感の緩和措置として決定しました。

- ・対象品目は、酒類及び外食を除く飲食料品・新聞の定期購読料
- ・軽減税率は8%（国6.24%・地方1.76%）
- ・平成33年4月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入

税理士会も、あらゆる企業団体も反対していた軽減税率が導入されることになったのは残念な限りです。事業者の手間を確実に増加させる改悪であると思います。

4. その他項目

（1）車体課税の見直し

平成29年4月の消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれに導入することとなりました。

（2）国税のクレジットカード納付制度の創設

インターネット上でのクレジットカードによる国税の納付を可能とする制度を創設

（3）結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の対象費用の明確化

不妊治療に要する費用には薬局に支払われるものが含まれることが明確化されました。

以上